

板橋区生活保護業務支援員設置要綱

(令和元年11月25日 区長決定)

(令和6年4月1日 一部改正)

(目的)

- 第1条 この要綱は、生活保護の円滑な運用を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、生活保護業務支援員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 生活保護業務支援員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、「被保護者等」とは、板橋区福祉事務所において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び同法第6条第2項に定める要保護者であって、福祉事務所に保護の申請をしている者をいう。

(職務)

- 第3条 生活保護業務支援員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 面接相談員の被保護者等面接相談への支援に関すること。
 - (2) 現業員の被保護者等訪問調査に同行し、保護の円滑な運用を図ること。
 - (3) 査察指導員への技術的な助言及び支援に関すること。
 - (4) 被保護者等への生活保護法第27条の2に基づく相談及び助言に関すること。
 - (5) 職員に対する技術的研修に関すること。
 - (6) 板橋福祉課、赤塚福祉課及び志村福祉課内の安全確保に関すること。
 - (7) 板橋区福祉情報システムに記録されている相談情報の更新等に関すること。
 - (8) 板橋福祉課長、赤塚福祉課長又は志村福祉課長（以下「各福祉課長」という。）が必要と認める事項

(設定数)

- 第4条 生活保護業務支援員の設定数は、3人とする。

(任用)

- 第5条 生活保護業務支援員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 生活保護制度に理解がある者
 - (2) 官公署において、一定期間以上の業務経験がある者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、福祉部長が別に定める。
- 3 生活保護業務支援員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 生活保護業務支援員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第6条 生活保護業務支援員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
 - (3) その他各福祉課長が必要と認める書類

(任期)

- 第7条 生活保護業務支援員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、生活保護業務支援員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

- 第8条 生活保護業務支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第9条 生活保護業務支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第10条 生活保護業務支援員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第11条 生活保護業務支援員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月16日以内とし、勤務日は各福祉課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分とする。
 - (3) 生活保護業務支援員の正規の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分または午前8時45分から午後5時30分まで（次号の休憩時間を含む。）とする。
 - (4) 生活保護業務支援員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、生活保護業務支援員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。
- 3 各福祉課長は、職務の遂行上特に必要があると認めるときは、生活保護業務支援員と協議の上、第1項に規定する勤務時間を臨時に変更することが出来る。

(勤務場所)

第12条 生活保護業務支援員の勤務場所は、各福祉課長が定める。

(休暇等)

第13条 生活保護業務支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第14条 生活保護業務支援員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第15条 生活保護業務支援員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第16条 生活保護業務支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第17条 生活保護業務支援員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第18条 生活保護業務支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 19 条 生活保護業務支援員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 20 条 生活保護業務支援員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、各福祉課長別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

発令通知書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)	
職名	板橋区生活保護業務支援員
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
報酬	
年 月 日	
発令権者	板橋区長

勤務条件通知書

年 月 日	
様	事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り(※) (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分) 3 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区生活保護業務支援員設置要綱第 条～第 条
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日；週 月当たり 日、その他() ○詳細は、板橋区生活保護業務支援員設置要綱第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有 無) → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給() 無給()
報酬	1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/ : 計算方法:) ロ(手当 円/ : 計算方法:) ハ(手当 円/ : 計算方法:) ニ(手当 円/ : 計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()%、 ハ 深夜()% 4 報酬締切日－毎月 日 5 報酬支払日－毎月 日
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他() ・雇用保険の適用(有・無) ・その他()

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]
-------	---